

○改革計画認定までの流れ

これまで

今後

地域協議会の要請に応じてその都度開催し、認定の可否を判断

・1月又は2月、3月、5月の3回、開催
 ・認定枠を事業費ベースで、各回ごとに設定し、その範囲内で優先順位をつけて認定

【認定枠(概算)】

1月又は2月:20億円程度

3月:20億円程度

5月:10億円程度

※残枠が生じた場合は、次回に繰り越し

※概算認定枠は、中央協議会前に再度試算し補正

地域協議会

・改革計画を提出

中央協議会

提案された改革計画ごとに、審査・認定

1. プレゼンテーション **【公開】**

2. 質疑応答 **【公開】**

3. 認定協議 **【非公開】**

これまで点数化までは行っていなかったものの、新たな評価方式でいう「良」以上を目安に、認定の可否を判断

4. 結果通知 **【公開】**

地域協議会

・改革計画を提出

中央協議会

提案された改革計画ごとに、審査するが、認定については、全審査終了後に判断

1. プレゼンテーション **【公開】**

2. 質疑応答 **【公開】**

3. 審査基準により採点 **【非公開】**

各委員が、審査項目ごとに「秀(4点)・優(3点)・良(2点)・可(1点)・不可(0点)」を付し採点

※提案された改革計画ごとに繰り返し
 <全審査終了後>

4. 認定協議 **【非公開】**

・採点結果を基に、点数の高位のものから順次、「認定枠」の範囲で認定
 ・また、最低総得点数(良以上)を設けることにより、これまで同様の判断基準による判定を担保

5. 結果通知(後日) **【公開】**